

【お知らせ】

審査・相談業務での電子メール活用について（依頼）

ジェネリック医薬品等審査部

令和7年4月10日

ジェネリック医薬品等審査部では、審査・相談業務等に当たり、製造販売業者、相談申込者等の担当者との連絡には主に電話を利用しております。しかしながら、昨今の業務状況を踏まえ、双方の業務効率化の観点から、電子メールによる連絡への変更が可能な内容については、電子メールを活用いただきますようお願い致します。なお、当部担当者との電話によるコミュニケーションを阻害するものではありません。

具体的な内容については下記に示します。ご協力の程、よろしくお願い致します。

記

1. 以下の内容については、業務に支障のない範囲で電子メールによる連絡をお願い致します。なお、当部担当者の電子メールアドレスについては、照会事項に掲載する、あるいは初回連絡時に承認申請書、相談申込書等に記載された電子メールアドレス宛に機構担当者から電子メールを送信すること等により、製造販売業者、相談申込者等の担当者宛にお知らせ致しますので、ご確認ください。
 - 当部担当者宛の連絡のうち、照会事項の受理や照会事項回答を提出した旨の連絡、面談日程調整に関する連絡等、電子メールによる代替で連絡が可能なもの。
2. 以下の内容については、引き続き電話で対応致しますので、当部担当者宛に電子メールにて、電話希望の旨、連絡先電話番号及び品目情報の連絡をお願い致します。品目情報は、申請品目名や相談番号等、対象を特定できる情報を可能な範囲で記載してください。
 - 照会事項の意図確認等、当部担当者との電話でのやり取りを希望するもの。

電子メールの内容を確認の上、当部担当者から電話致します。

なお、電子メールに製造販売業者、相談申込者等の担当者が電話対応可能な時間帯を指定いただいても差し支えありませんが、対応が難しい場合は、当部担当者から別途候補日時を連絡致します。

3. 急を要する連絡の場合及び当部担当者が不明の場合は、従前のとおり、2. によらず電話連絡をお願い致します。

以上